

特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法（平成27年法律16号）第3条第1項及び附則第4項の規定に基づき、平成27年度予算における特定防衛調達の概要等を別紙のとおり公表します。

平成27年 5月15日

防衛大臣 中谷 元

(別 紙)

## 平成 27 年度予算における特定防衛調達の概要等について

### 1. 特定防衛調達の概要

#### (1) 対象となる装備品等及び数量

固定翼哨戒機 P-1 20機

#### (2) 本特定防衛調達に係る長期契約の期間

平成 27 年度から平成 33 年度までの 7 箇年度

#### (3) 対象となる装備品等の納入予定

平成 30 年度から平成 33 年度まで各年度 5 機を納入

#### (4) 本特定防衛調達に関する平成 27 年度の予算額 (国庫債務負担行為の限度額)

約 3,396 億円

(各年度の年割額)

27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	合計
12 億円	47 億円	726 億円	714 億円	714 億円	693 億円	489 億円	3,396 億円

### 2. 本特定防衛調達を長期契約により行うことによって縮減される経費の額

#### (1) 長期契約によらずに調達した場合に見込まれる経費の額

約 3,813 億円 (平成 27 年度から 30 年度まで毎年度 5 機の P-1 を調達)

(各年度の年割額)

27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	合計
0.1 億円	11 億円	474 億円	960 億円	954 億円	937 億円	478 億円	3,813 億円

#### (2) 長期契約により調達することによって縮減される経費の額

約 417 億円 (約 10.9%)

### 3. その他特記事項

この他、平成 27 年度予算においては、本特定防衛調達によらずに調達する構成品 (長期契約の対象としない捜索用レーダー等 (5 機分)) の調達に必要な額として、約 108 億円を計上している。